

## 一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について、特定の商品名でなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方とは、医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

これにより、供給不足の医薬品であっても、有効成分が同じ複数の医薬品から選択できるため、患者様に必要なお薬が提供しやすくなりります。

また、処方箋が一般名で記載されていることにより、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることができます。

2024年4月1日